

農業近代化資金の金利 * 認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

令和3年4月19日改定

対象	償還期間	実質負担利率
	9年以下	0.16%
	9年を超え10年以下	0.18%
	10年を超え11年以下	0.19%
	11年を超え12年以下	0.21%
	12年を超え13年以下	0.23%
	13年を超え15年以下	0.30%

(注1)

「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成17年4月1日16経営第8870農林水産省経営局長通知）第3の4の(1)に定める、助成後に認定農業者等が実際に負担する利率をいう。

(注2)

認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率の水準は、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の貸付利率と同水準。